

山形県高齢者居住安定確保計画の概要 (R8.3)

1 計画の概要

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条に基づき、住宅施策と福祉施策が連携し、「高齢者の住まい」の安定確保を実現する。

- 法律により定める事項
 - ・高齢者に適した住宅（バリアフリー等）の整備促進
 - ・賃貸住宅及び老人ホームの供給促進・管理の適正化
 - ・生活支援体制の確保

- 計画の位置づけ

山形県住生活基本計画
H28～R7年度

やまがた長寿安心プラン
R3～R5年度

調和・補完

策定根拠

国（法律）

山形県高齢者居住安定確保計画
R3～R8年度

高齢者の居住の安定
確保に関する法律

- 計画期間
令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで

2 前計画（H30～R2）の評価

- 事業実績

- ・バリアフリー化を目的としたリフォーム補助

	H29 (策定時点)	H30	R1	R2 (12月末現在)
補助件数	1,836件	1,691件	1,738件	1,542件

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数

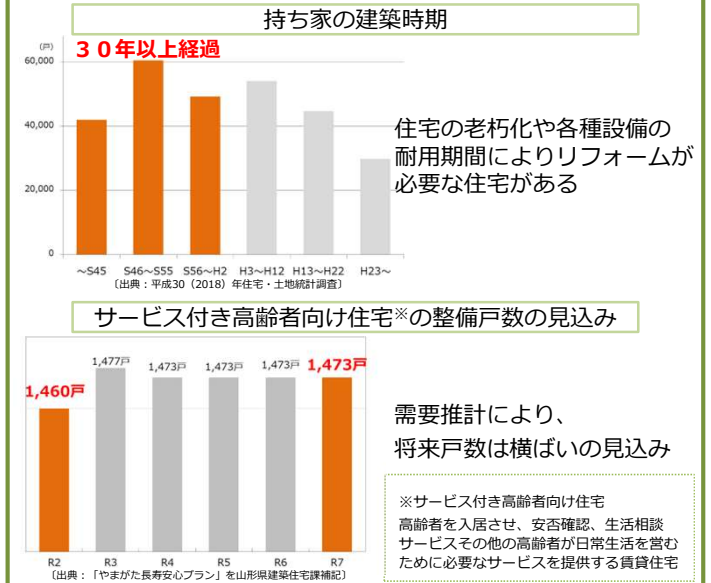
●R2の登録目標値 1,563戸

	H29 (策定時点)	H30	R1	R2 (12月末現在)
増減戸数		+21戸	+87戸	±0戸
ストック量	1,369戸	1,390戸	1,477戸	1,477戸

- 評価

- ・リフォーム補助により住宅のバリアフリー化を促進した。
- ・サービス付き高齢者向け住宅は、概ね目標を達成した。（達成率95%）

3 現状と見込み



4 現状と課題・主要な施策

I 現状・課題

- 高齢者の持ち家では…



持ち家の老朽化がより進行していく



ヒートショックの危険性がより進行していく



バリアフリーがより進んでいかない



費用がかかり、より改修できなくなる

- 高齢者の持ち家以外（サービス付き高齢者向け住宅等）では…



施設の量については、
これまでは供給促進してきたが、将来の需要
推計に合わせたものとしていく必要がある

登録基準

- ・規模
- ・設備
- ・バリアフリー
- ・安否確認
- ・生活相談
- ・契約

居住環境の質については、引き続き適正に
維持していく必要がある

II 主要な施策

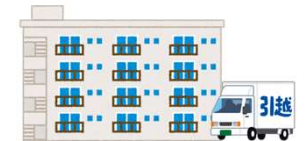
- (1) 住環境整備の促進

- リフォーム等の支援
- 耐久性のある家づくりの支援
- バリアフリー化等の促進 など



- (2) 住宅確保が困難な世帯に対する支援

- 公営住宅入居選考の優遇措置
- セーフティネット住宅の登録促進、情報提供



- 住まい・サービスの質の確保を通じた施設量の維持

- サービス付き高齢者向け住宅等の登録基準及びサービス（安否確認、生活相談）等の継続的な指導・監督
- 整備された施設量の維持 など

